

# 福岡県公報

平成21年 4 月 17 日  
第 2 9 5 6 号

## 目 次

告 示 (第706号 - 第718号)

漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 解除に係る保安林の所在場所等	(漁業管理課) ..... 1 (森林保全課) ..... 2
国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農山漁村振興課) ..... 2
福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務の委託 (調 整 課)	..... 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 3
公共測量の終了	(県土整備総務課) ..... 3
公共測量の終了	(県土整備総務課) ..... 3
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課) ..... 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ..... 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ..... 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ..... 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ..... 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 5
公 告	
落札者等の公示	(県民情報広報課) ..... 6
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) ..... 6
再 掲	
副知事の担当区分の一部を改正する告示	(人 事 課) ..... 8
副知事の担当区分	(人 事 課) ..... 9

## 告 示

福岡県告示第706号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による次の届出に係る特定第 2 号漁業者の同意は、同法第108条第 2 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 5 項において準用する同法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成21年 4 月 17 日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
前原市大字加布里 "	鍋 島 民 生 稗 田 司 士	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区 (加布里加入区)	小型底び き網漁業
前原市大字加布里 "	田 中 磯 平 山 崎 一 光	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区 (加布里加入区)	小型一般 漁業
糸島郡志摩町姫島 "	田 中 次 雄 森 菊 夫	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区 (姫島加入区)	小型一般 漁業
糸島郡二丈町吉井 "	梅 本 千利志 吉 村 精 一	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	二双吾智 網漁業
糸島郡志摩町船越 "	仲 西 常 雄 仲 西 邦 敏	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	二双吾智 網漁業
福岡市西区能古 "	石 橋 伸 一 丸 尾 淳	福岡市漁業協同組合の地区のう ち 旧能古漁業協同組合の地区 (能古加入区)	小型底び き網漁業
福岡市西区姪の浜 福岡市西区愛宕浜	津 田 利 美 野 上 保	福岡市漁業協同組合の地区のう ち 旧姪浜漁業協同組合の地区 (姪浜加入区)	小型船び き網漁業

福岡市東区箱崎 "	藤野 一 藤野 仁	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧箱崎漁業協同組合の地区 (箱崎加入区)	小型一般 漁業
福岡市東区大字弘 "	石橋 健二 今泉 準治	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧弘漁業協同組合の地区 (弘加入区)	小型底び き網漁業
福岡市東区大字弘 "	今泉 末次 今泉 広和	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧弘漁業協同組合の地区 (弘加入区)	小型一般 漁業
福津市津屋崎 福津市渡	魚住 正光 黒川 忠信	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区 (津屋崎加入区)	小型一般 漁業
宗像市大島 "	田志 正弘 古賀 政治	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	小型一般 漁業
宗像市大島 "	(株)春日丸水産 沖西 敏明	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	一般まき 網漁業

福岡県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字一ツ町1511の2、1514の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由

用排水路用地

福岡県告示第708号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか17市町村の平成21年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 地 域
北九州市	若松区 東畑町、西畑町、上原町、栄盛川町、深町二丁目、下原町、棚田町、小糸町、迫田町、中畑町、大字小石の各一部 小倉南区 大字曾根、新曾根、沼南町三丁目の各一部	平成21年4月17日から 平成22年3月31日まで
福岡市	早良区原五丁目、原八丁目	"
田川市	大字猪国、大字弓削田、大字伊加利の各一部	"
柳川市	本町・袋町・奥州町・柳町・坂本町・一新町、三橋町垂見・三橋町蒲船津・三橋町下百町・三橋町今古賀・三橋町藤吉の各一部、三橋町高畑	"
行橋市	大橋一丁目の一部、南大橋六丁目	"
小郡市	津古、三沢の各一部	"
筑紫野市	大字筑紫の一部	"
春日市	春日、春日公園の各一部	"
宮若市	上有木、四郎丸、倉久の各一部	"
嘉麻市	牛隈の一部、貞月、大隈町の一部	"
みやま市	瀬高町小田、瀬高町濱田、瀬高町大江の各一部	"
久山町	大字久原の一部	"

香 春 町	大字採銅所の一部	〃
糸 田 町	大熊の一部、桃山	〃
大 任 町	大行事の一部	〃
赤 村	大字赤の一部	〃
み や こ 町	犀川山鹿、犀川大村、犀川柳瀬、犀川崎山の各一部	〃
上 毛 町	大字宇野、大字垂水、大字吉岡、大字中村、大字尻高、大字矢方、大字緒方、大字成垣、大字安雲、大字大ノ瀬、大字ハツ並の各一部	〃

福岡県告示第709号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 委託先 財団法人福岡県地域福祉財団
- 2 所在地 春日市原町3丁目1番地7
- 3 委託期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

福岡県告示第710号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市下三緒1091番12から1091番14まで、並びに字大野池57番5及び57番142、並びに字カクメ石99番7、104番1、104番2、113番1、115番1、116番1、117番、118番、119番1、119番3、120番及び121番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市大字弓削田1470番地の2  
有限会社 フクジュカンパニー  
代表取締役 福山 幸正

福岡県告示第711号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（2級、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市早良区、城南区の一部	平成21年3月16日

福岡県告示第712号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（2級、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市東区、南区、博多区の一部	平成21年3月16日

## 福岡県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成21年4月3日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宗像市	農業用ため池整備事業（芋の浦（上）地区）	土地改良事業計画書の写し	平成21年4月17日から平成21年5月21日まで	宗像市役所
宗像市	農業用ため池整備事業（長尾地区）	土地改良事業計画書の写し	平成21年4月17日から平成21年5月21日まで	宗像市役所

## 福岡県告示第714号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 すまいる
  - (2) 代表者の氏名  
横溝 和彦

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市城島町西青木23番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とする者に対して、福祉用具と住宅改修を通じて快適な生活に関する事業を行い、介護を必要とする人達の快適に生活できることに寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第715号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年4月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人子育て・シンク・タンク

## (2) 代表者の氏名

谷 美紀

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区湯川二丁目8番14号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対し、子育てに関する支援事業を行うことで、子育て環境を改善し、子どもの健全育成及び母親をはじめとした健全な家族の育成に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第716号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人NPOつくし

(変更後) 特定非営利活動法人NPO共生会

(2) 代表者の氏名

塚本 一明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区笹丘1丁目35番9号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、人生、不動産、消費者生活等に関する様々な問題を抱えた一般市民に対して専門家が各分野における問題解決方法のための情報提供や相談等を行うことにより、消費者の保護や経済活動に寄与するとともに、人生相談に関する事業を行うことにより、生涯安心して暮らしていける地域社会の実現を図り、もって広く公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象者（以下「保護観察対象者」という。）の雇用を促進するほか、保護観察対象者を受け入れる社会基盤の拡充のために必要な活動を行い犯罪や非行をした者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、以って公益の増進に寄与する目的とする。

福岡県告示第717号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州ふるさと福祉会

(2) 代表者の氏名

金 福年

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区大字新道寺887番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護者等の地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び居宅サービス事業並びに、在宅福祉サービス事業などを行うことにより自立支援や家族の介護負担軽減を図り、豊かな地域福祉社会づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第718号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田字丁ノ坪713 - 3及び713 - 5から713 - 11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区舞鶴1丁目1番3号

株式会社アイランド

代表取締役 亀頭 隆行

# 公 告

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札者に係る特定役務の名称  
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
福博総合印刷株式会社
  - (2) 住所  
福岡市博多区堅粕3丁目16番35号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
発行部数1部当たり 4,011円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成21年2月16日

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月17日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

ア ロッカー（1人用）	50台程度
ロッカー（3人用）	130台程度
イ 片袖机（警部補用）	120脚程度
片袖机（巡査・巡査部長用）	150脚程度
ウ 回転椅子（警部用）	230脚程度
回転椅子（警部補用）	280脚程度
回転椅子（巡査・巡査部長用）	320脚程度
エ キャビネット（3×3）	180台程度
キャビネット（3×6）	200台程度
ファイリングキャビネット	300台程度

### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日（火）までの間

### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年4月28日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	A A、A
01	02	事 務 機 器	
02	01	スチール家具	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 入札参加条件
- ア 1(1)ア及びイについては、下記のいずれかの条件を満たすこと。
- （ア）福岡県内に本店を有する事業者であること。
- （イ）福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ、中小企業であること。
- イ 1(1)ウ及びエについては、下記の条件を満たすこと。
- 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
 福岡県警察本部総務部会計課  
 〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2590
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
 4の部局とする。
- (3) 提出期間  
 平成21年4月17日（金）から平成21年4月27日（月）までの県の休日を除く毎日

- 、午前9時00分から午後5時30分まで
- (4) 提出方法  
 直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
 5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所  
 4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
 平成21年4月17日（金）から平成21年4月27日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時30分まで
- (2) 場所  
 4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所  
 4の部局とする。
- (2) 受領期限  
 平成21年4月28日（火）午後5時30分
- (3) 提出方法  
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
 4の部局が指定する場所
- (2) 日時  
 平成21年4月30日（木）午前10時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1台（脚）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（各調達物品1台（脚）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）又は虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示644号の2

副知事の担当区分（平成20年4月福岡県告示第620号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

第1号(1)を次のように改める。

(1) 知事部局のうち、秘書室、総務部（私学学事振興局を除く。）、企画・地域振興部、保健医療介護部、福祉労働部、商工部、農林水産部、県土整備部、建築都市部及び会計管理局に関する事項

第1号中(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(8)の前に次のように加える。

(7) 収用委員会に関する事項

第1号中(5)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。

(5) 監査委員に関する事項

第2号を削り、第3号(1)を次のように改め、同号を第2号とする。

(1) 知事部局のうち、総務部私学学事振興局、新社会推進部及び環境部に関する事項

第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示644号の3

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（平成20年4月福岡県告示第620号）は、廃止する。

平成21年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 副知事中島孝之の担当する事項

(1) 知事部局のうち、秘書室、総務部の行政経営企画課、人事課、財政課、税務課及び県民情報広報課、企画・地域振興部、福祉労働部人権・同和対策局、商工部、農林水産部並びに会計管理局に関する事項

(2) 企業局に関する事項

(3) 選挙管理委員会に関する事項

(4) 人事委員会に関する事項

(5) 公安委員会に関する事項

(6) 海区漁業調整委員会に関する事項

(7) 内水面漁場管理委員会に関する事項

2 副知事海老井悦子の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部私学学事振興局、新社会推進部及び環境部に関する事項

(2) 教育委員会に関する事項

(3) 労働委員会に関する事項

3 副知事山崎建典の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部の財産活用課、消防防災課、総務事務センター及びシステム管理課、保健医療介護部、福祉労働部（人権・同和対策局を除く。）、県土整備部並びに建築都市部に関する事項

(2) 監査委員に関する事項

(3) 収用委員会に関する事項

4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。